

平成20年第1回足寄町議会定例会議事録(第6号)

平成20年3月17日(月曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	細野博文君
建設課長	中鉢武美君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
総務担当主査	桜井保志君

議事日程

日程第1 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 < P 4 >

- 追加日程第 1 議案第 17号 平成19年度足寄町一般会計補正予算(第11号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 2 議案第 18号 平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 3 議案第 19号 平成19年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 4 議案第 20号 平成19年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第2号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 5 議案第 21号 平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 6 議案第 22号 平成19年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第3号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 7 議案第 23号 平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第9号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 8 議案第 24号 平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 9 議案第 25号 平成19年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 10 議案第 26号 平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 11 議案第 27号 平成20年度足寄町一般会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 12 議案第 28号 平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 13 議案第 29号 平成20年度足寄町簡易水道特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 14 議案第 30号 平成20年度足寄町老人保健特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 15 議案第 31号 平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 16 議案第 32号 平成20年度足寄町介護保険特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 17 議案第 33号 平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 18 議案第 34号 平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 19 議案第 35号 平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >
- 追加日程第 20 議案第 36号 平成20年度足寄町上水道事業会計予算(予算審査特別委員会) < P 5 ~ P 13 >

- 追加日程第 2 1 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算（予算審査特別委員会）＜ P 5 ~ P 1 3 ＞
- 追加日程第 2 2 議案第 3 8 号 平成 1 9 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 0 号）＜ P 1 3 ~ P 1 8 ＞
- 追加日程第 2 3 議案第 3 9 号 平成 2 0 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 号）＜ P 1 8 ~ P 2 1 ＞
- 追加日程第 2 4 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）＜ P 2 1 ~ P 2 4 ＞
- 追加日程第 2 5 所管事務調査期限の延期について＜ P 2 5 ＞
（総務産業常任委員会）
- 追加日程第 2 6 閉会中継続調査申出書＜ P 2 5 ＞
（総務産業常任委員会）
（文教厚生常任委員会）
（議会運営委員会）

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 3月13日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、選挙第1号を即決で審議いたします。

次に、本会議休憩中に予算審議を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

選挙第1号

議長（吉田敏男君） 日程第1 選挙第1号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

被選挙人の指名の方法については、会議規則等運用例第46の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに設定をいたしました。

それでは、選挙管理委員会委員には、児玉秀雄君、村上敏勝君、松田えみ子君、菅野将雄君、以上の方を指名をいたします。

次に、補充員には、順位1位・川村浩昭君、順位2位・富士田和夫君、順位3位・日裏修身君、順位4位・太刀野尚子君を指名をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を当選人と決めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました児玉秀雄君、村上敏勝君、松田えみ子君、菅野将雄君は、選挙管理委員に当選をされました。

順位1位・川村浩昭君、順位2位・富士田和夫君、順位3位・日裏修身君、順位4位・太刀野尚子君は、補充員に当選をされました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に予算審査特別委員会の開催をお願いいたします。

午前10時05分 休憩

午前11時27分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会をお開きをいただきたいと思います。

午前11時27分 休憩

午後1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員

長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本日開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

これより、本日の日程に追加し、3月11日の本会議で予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号から議案第37号までの平成19年度補正予算及び平成20年度予算について、予算審査特別委員会の審査の報告を受け、審議を行います。

次に、議案第38号から議案第40号までの補正予算を即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会・議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出について審議いたします。

以上で、第1回定例会における議案等の審議は本日をもって終了する予定でありますので、御了解願います。

なお、今定例会終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

日程追加の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第22条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおりに日程に追加し審議することにしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおりに日程に追加し審議することに決定をいたしました。

議案第17号～議案第37号

議長（吉田敏男君） 追加日程第1議案第17号平成19年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件から追加日程第21議案第37号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算までの21件を一括議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長谷口二郎君。

予算審査特別委員会委員長（谷口二郎君）委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年第1回足寄町議会定例会（3月11日）において付託された事件について審査の結果を、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告をいたします。

事件名

- ・議案第17号平成19年度足寄町一般会計補正予算（第11号）
- ・議案第18号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第19号平成19年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第20号平成19年度足寄町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第21号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- ・議案第22号平成19年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第23号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第9号）
- ・議案第24号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- ・議案第25号平成19年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）
- ・議案第26号平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- ・議案第27号平成20年度足寄町一般会計予算

- ・議案第 28 号平成 20 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算
- ・議案第 29 号平成 20 年度足寄町簡易水道特別会計予算
- ・議案第 30 号平成 20 年度足寄町老人保健特別会計予算
- ・議案第 31 号平成 20 年度足寄町公共下水道事業特別会計予算
- ・議案第 32 号平成 20 年度足寄町介護保険特別会計予算
- ・議案第 33 号平成 20 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算
- ・議案第 34 号平成 20 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算
- ・議案第 35 号平成 20 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算
- ・議案第 36 号平成 20 年度足寄町上水道事業会計予算
- ・議案第 37 号平成 20 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算

審査の期日

3 月 12 日、13 日、17 日の 3 日間

審査の結果

原案可決でございます。

以上のとおり報告をいたします。

議長（吉田敏男君） これで、委員長の報告を終わります。

これから、議案第 17 号平成 19 年度足寄町一般会計補正予算（第 11 号）の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9 番 矢野利恵子君。

9 番（矢野利恵子君） 銀河線の通信ケーブルの取り扱いについて、これ取り外しと取り外したケーブルを売ると別々にしたために、マイナス 600 万を超えていると。レールの方は、欲しい業者に落札してもらって、取り外しもそこに頼んでいるから 1 億 6,602 万円もの黒字になっているのに、通信ケーブルの方は赤字になっている。

これは私、本別の方ではどうかるのか聞い

てみたんですね、本別はまだ模索してる最中だと。通信ケーブルは、通信ケーブルとコンクリート柱、木柱とあって、この中で売れるものは通信ケーブルだけだと、だから通信ケーブルの欲しい業者を探して、取り外しの撤去もとんとんにするようにしたいという希望があるから、今その業者を探して模索してる最中なんだと、足寄町はなぜそれができなかつたんだろう。

これからお金にならない 1 本処理するのに 3 万円もかかると言われているコンクリート柱だけが残っていく、木柱はだれか欲しい人がいたらそこに処分できるとしても、問題はコンクリート柱が困っているんだと、それを処分するために、通信ケーブルと抱き合わせで何とか損害がこうむらないように頑張っている町もあるのに、足寄町は早々と売れるものを安く処分してしまって、もうとりあえず 2,000 本のコンクリート柱だったら、3 万としても 6,000 万円もこれからマイナスしていかなければならない、このことを考えたら、この通信ケーブルの取り扱いの予算の執行の仕方について、反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

8 番 高橋幸雄君。

8 番（高橋幸雄君） ただいま上程されております 19 年度の一般会計補正予算第 11 号について、賛成の論旨を述べるものでございます。

ただいま銀河線等の関係の反対討論の論旨がございましたけれども、これ 9 番議員さん、ちほく高原鉄道が廃止になって、関係構成町の財産処分等の客観的な情勢を踏まえてみますればね、ただいま反対論旨で申し上げたようなことにならないのが明々白々で、ちょっと勘違いされてるのかなと。

このことが枕木、それからレール等の処分と、ただいま反対論旨で述べたようなことと

混同されて、その論旨に私はなり得ないことであって、私は、このことについてはきめ細かく説明する立場にもございませんので、内容等、数字等については申し上げられませんけれども、いずれにいたしましても、数字の精査をしていただければ、一般町民に当然理解の範疇かなと。

先日も高橋町長にもお会いしたとき、その前日に高原鉄道の株主総会の状況も承りました。それから今反対論者が申し上げたようなことの本別町さんの事情も承って、よく承知してるわけでございますけれども、その反対論旨のみをもって、この補正予算を反対するというにはならないわけでございます。私はただ、特にこのことの問題の論旨はともかくといたしまして、今ただいま提案になっている補正予算11号について、るる2時間、3時間にわたって総括質疑をさせていただきました。むしろ執行手法に問題があったのかなと。

このことは、理事者の答弁の中で明らかに今後の執行も踏まえての意思表示がございましたし、なおかつ、この予算を否決ということになりますれば、その持つ意味は大きいわけでございます。このことは火を見るよりも論の待たないところでございます。

以上の論旨を申し上げまして、本予算案は可決すべきものと、このように判断をいたしまして、賛成の討論をいたしたところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君）他に賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）これをもって、討論を終わります。

これから、議案第17号平成19年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）起立多数です。

したがって、議案第17号平成19年度足寄町一般会計補正予算（第11号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第18号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）全員の起立です。

したがって、議案第18号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第19号平成19年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号平成19年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）全員の起立です。

したがって、議案第19号平成19年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第20号平成19年度足寄町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第20号平成19年度足寄町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第20号平成19年度足寄町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第21号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第21号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第22号平成19年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。これで、討論を終わります。

これから、議案第22号平成19年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第22号平成19年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第23号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第9号）の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） また直接施行にかかわる予算ですけれども、それを下げているのは、これから新たに大きな予算にして次のことを上げてこようとする前段階のものなので、反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 私は、この23号の関係については、12、13の特別委員会の中で、十分今までの予算のあり方についても、またこれからのあり方についてもいろんな意見も出ましたし、また、行政側の明快な答弁もありますので、これは今後、前にも言ったとおり、これからもやっぱりいろんな形で直接施行も含めてぜひ十分論議をしていてもらいたいということを申し上げて、私はこの案件については賛成いたします。

議長（吉田敏男君） 他に賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これをもって、討論を終わります。

これから、議案第23号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第9号)の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第23号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第9号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第24号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第24号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号平成19年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第25号平成19年度足寄

町上水道事業会計補正予算(第5号)の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第25号平成19年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第26号平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第26号平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号平成20年度足寄町一般会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) この土地区画整理費の中の直接施行にかかわる部分と、それからまちづくり交付金事業費、これは一般質問でもかなり言ったんですけども、意見を取り上げてくれなかつたかたっかというところの直接施行で無理やりどかして南1条通をつくる、わざわざそんなことをして遠回りの道をつくるこの費用に対して、反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございま

せんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） ただいま上程されております平成20年度足寄町一般会計予算に賛成の論旨を述べるものでございます。

ただいまの9番議員の反対論旨の中で、種々特定な歳出並びに繰出金等に対する論旨がございましたけれども、本来、今回79億強の当初予算の予算計上に当たって、特定の予算のみに反対をするという論旨に私はならないだろうと。したがって、そういう意味で否決ということになりますれば、4月1日からの予算執行は全くストップすると、これであっていいのかと。

ただ1点、反対論旨の中で論旨の対象としている論点に焦点を合わせて考えた場合に、例えば交付金事業の話ございました。執行サイドについても、私どももやはり平成19年度先ほどの可決されました11号予算等についても、非常に補正削減が多く、特にまち交事業についても7,000万ぐらい、移転補償費で減額になってございますし、それらの種々の事情も総括質疑の中で承りました。

このことは、ただいま上程されてる予算の執行に当たっては、過年度の関係地権者の意を体しつつ理解を深めて、やはり1年後のこの時期における補正予算で、間違っても補正削減ということのないような慎重かつ適切な執行をやはりしていただきたいと。

もう1点、今回の今の土地区画整理事業に絡んで、9番議員の一般質問で出ました南1条通の関係、西町アクセス通については、9番議員も了としてるんですよね。距離的な問題云々という論旨がございましたけれども、そのアクセス道路の必要性については賛意を表しているということも踏まえ、そういうときにこの辺についてもやはり慎重かつ適切に執行すべく、そしてなおかつ、今回の繰出金等の直接施行の關係に、種々、単行予算のたびに反対論旨がございましたけれども、このことについては一定の議会としても一定の精査をし、一定のロングプランの中にも明確にし

ている、一定の執行を了としてるということも踏まえたときに、そういうことになるのかなと、ならないんじゃないかと。

しかしながら、ただ一つ、かつて私が就任した小林町政のころにも、町民と訴訟はなるべく避けて、円満かつ適切にやっぱり執行していく気持ちは、法規範一点張りではなくて、そういうただ訴訟中ということもありむ、その辺についてもわからんわけでありませぬけれども、この辺についてもやっぱり留意すべきだなと。

冒頭の論議の対象にもう一度戻りますと、9番議員の論旨からいきますれば、適切に法に基づいて修正案、予算修正案をやっぱり提起すべきだと、特定の歳出を否としてすべてが否だということに、結論はそうです、反対討論をやってるわけですから、反対討論をやってるわけですから、これは明々白々なんですね。全体の予算の否決か可決かの採決の前の討論に入ってるわけですから。

これはかつて私も修正案も、同僚議員と予算修正案を出したことありました、私はやっぱり議員としてもね、全体の行政執行に対して、議決する立場にもそういう一つのアクションがあってしかるべきかなと、このように思うところであります。

したがって、今当初予算は、4月1日から住民の付託にこたえて医療・福祉・農業振興もろもろ、ひいては町の職員の給与も払えないことになるわけですからね、そういうことを踏まえたとき、反対論旨の心のほとばしりも意に体ながら、適切に執行していただきたいと思えます。

以上の論旨を申し上げまして、本予算案は可決すべきものと判断し、賛成討論を申し上げたところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第27号平成20年度足寄町一般会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第27号平成20年度足寄町一般会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第28号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第28号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号平成20年度足寄町簡易水道特別会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第29号平成20年度足寄町簡易水道特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第29号平成20年度足

寄町簡易水道特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号平成20年度足寄町老人保健特別会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第30号平成20年度足寄町老人保健特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第30号平成20年度足寄町老人保健特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第31号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第31号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第31号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第32号平成20年度足寄町介護保険特別会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第32号平成20年度足寄町介護保険特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第32号平成20年度足寄町介護保険特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第33号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件の討論を行います。

本件に対する反対討論の発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) これは修正案も出せないような、本当に少数意見の留保もないような意見なんですけれども、これの直接施行について、8,000万円もかけて直接施行する、やはり町民との間は、こんなふうに裁判の闘争もせず、直接施行もしないような形の中でやっていてもらいたいなど。

こういういやがっているところを無理やりどかして通りをつくるって、そういうようなことをまずほとんどの町民は望んでないと思います。

そして郊南通についても、石油スタンドとセイコーマートの間の通りを歩道をつけることによって、中心線がずれてとても危険な道路になってしまうと、やはり全体のことを考えて区画整理というのはやっていくべきじゃないか、そのことから考えて、この予算に対して反対いたします。

議長(吉田敏男君) 次に、賛成討論の発言を許します。

11番 後藤次雄君。

11番(後藤次雄君) この土地区画整理事業の特別会計予算については、特別委員会の中でも冒頭、総括審議の中でも議論をされましたし、また、その時点で町長含めてやっぱり所信が述べられてるわけだし、今後も

やっぱりそういう町民との対話も含めて進めていきたいということになってますし、また、そういう例えば南郊南通の関係も、危険がある、危険が起きるようなそういう道路はうはつけないと思うんですよ。そんなことしたらだれも認可してくれませんから。

そういう意味で、そういうことも含めてきちっと行政側でやっているわけですから、ぜひ私は、ともこれからも対話は必要ですけども、この予算については、そういう立場で賛成をいたします。

議長(吉田敏男君) 他に賛成討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これをもって、討論を終わります。

これから、議案第33号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第33号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第34号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第34号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第34号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第35号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第35号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第35号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第36号平成20年度足寄町上水道事業会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第36号平成20年度足寄町上水道事業会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第36号平成20年度足寄町上水道事業会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第37号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。これで、討論を終わります。

これから、議案第37号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第37号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号

議長(吉田敏男君) 追加日程第22 議案第38号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第10号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第38号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第10号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第1条 繰越明許費におきまして1件をお願いするものであります。

第1表繰越明許費といたしまして、事業名・土地区画整理事業におきまして、移転契約の変更により5,868万8,000円を繰り越しするものであります。

以上のとおり提案申し上げますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第38号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第10号)の件の質疑を行います。

まず、1ページをお開きください。繰越明許費、質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 移転契約の変更ということなんですけれども、どのような理由で移転契約が変更になったのか、お知らせ願います。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） お答えいたします。

移転契約の変更というよりも、12月の段階で、セイコーマートの関係につきましては、土地・建物の所有と営業権の関係で権利者がそれぞれ2権利者となっております。その中で契約は、12月3日にホクオーと移転契約をしてきました。

その後、1月臨時議会において補正予算を提案して可決いただいたところでございますが、セイコーのリテールの関係で建物に移転するというので、あのところの土地について、ヤマト運輸がさきの土地所有者の関係で権利を持っています。そういった中でセイコーと地権者との協議がまだ十分合意点に至っていないということで、セイコーリテール株式会社の方から、移転についての工事区間の変更願が出されたということでございます。

関係上部団体とも協議した中では、移転についての補助事業の繰り越しについても、北海道建設部長の方からやむを得ないだろうという回答もいただき、そういった中で今3月までに移転が終わらないということで、会社の方から工期延長願いが出されたということに伴って、今予算についての繰り越しをお願いするものでございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） よくわからないんですけれども、とりあえず3件で1億2,000万とちょっとだったその移転補償費が、これからこの変更によって変わってくることもあるということですか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

す。

3件で1億2,000万というのは、5権利者ですから、3件で。そういった意味では5物件、それで金額等々は一切変わりません。

もう既にセイコーマートさんとは契約が済んでおりまして、ただ、今、課長が申しあげましたように時期的な問題等々、移転先の交渉がおくれているということで、北海道が繰り越し明許を認めたという前提に立っての繰り越しでございますので、御理解願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、私ちょっと驚いて、この時期の補正予算案ということで、ちょっと理解のできないところなんです。

19年の補正予算ですよ、今回の補正予算、御案内のとおり可決した予算もあるものですから、その辺の議会に提案する考え方が、僕ちょっと理解に苦しむところなんです。

ただいま提案の内容についてはよくわかりました、そういうことだと。何でこの時期の提案なのかなということが一つと、それから先ほど新年度予算等も可決をされたわけですけどね、やはり郊南通等については、これもかなり僕、総括予算審議の中でかなり質疑をさせていただいた経過あるんですね。

このことについても、先ほどの9番議員ではないですけどね、かなり私、疑義持っているんです、正直申し上げて。過日の議会における私の質疑の内容からいって御理解いただけると、言葉を多くしなくてもね。

その持つ意味の一つは、例えば今回、中央通等についても補償設計予算が出ておりましたね。これは都市計画路線の3路線のうちにあそこは中央通、今提案になってるところは郊南通ですね。これは将来的にそれはどうなんだということも、かなり質疑をした経過もありますので、そういうところを踏まえて、今回の当初予算等についてはしかるべき基盤路盤補修も提案されてる経過もあり、南1条の関

係についてはね、ただいま問題となってる移転補償をすべく補正予算をした物件ですよ。ね。

そういうことを相関的に考えますればね、なぜこの時期で、まだそれではその先ではなかったのかな。新年度予算でその間連はもう提案されてるんですよ、これがなければ、また先ほど可決された予算が執行できないということになりますんでね、その辺の物の考え方をちょっと理解に苦しむところですよ。

相手のあることだから、相手のあることから、論理的に物事を進めれないことはわかりますよ、特に経済が絡んだ場合については。そして特にこの場合は、2年ぐらい前でしょうかね、複雑な利権と申しますか、複雑な地権と申しませうかね、そのことが一つ解決されなかったゆえんでこういうことになったんです。先ほど何か固有名詞も出ましたけどね、私は固有名詞出すつもりは毛頭ございませんけどね、そういうことを考えたときに、ちょっとこの辺いかなもんだろかなと。

それは過日、私が本会議場で申し上げました郊南通のもろもろのことについて申し上げた経過もあるもんですから、私は、この辺はやっぱり議会との関係の中で、やはりスマートにね、こういう適切な表現でないことを重々承知で言わせていただければ、どうせだますならだまし続けてほしかったというこれ歌の文句ありますよね、こんな女にだれがしたという歌の文句もありますけどね、私は、やっぱりこれはもうちょっと慎重かつ適切にスピードをもって、私は、だけこの予算からいって、ここでこの予算議決せざるを得ないんですよ、この客観的情勢からいけば。物件、きょう確認してきましたけどね。

かつての議会、昔の我々若いころの議会は、現地を全部踏査したり、昼休みに現地踏査したり、議会終わってから現地踏査したり、提案する説明の内容と執行と、そして計上予算ときちっと合致するかということで調

査・研究をしたもんなんですね、議員間の中で同僚議員と。

今回のこのケースは、明らかに客観的状況はそうなってますから、この予算の提案の説明の理由についてはそのとおりだけど、前段申し上げた、それから過日、他の議会で質疑した疑問、クエスチョンマークを投げかけたことからいけば、私は、やはりもう少し何とかならなかったのかなと。

あれだけ一つの話提供ではございませんけど、客観事実を承知しながら一定の質疑させていただいた経過あるもんですからね、その辺について理事者はどのようにお考えでしょうかね、御答弁願います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 私の方から総括的にお答えをしたいというふうに思います。

議員仰せのとおり、この間、議会の中でも何回か郊南通、あるいは中央通の質疑やら、あるいは一定のやりとりもさせていただいたところでございます。

今回お願いしておりますこの繰越明許につきましては、郊南通にかかわる分で、店舗名でいきますとセイコーマートさんの部分、それと実はもう一つが向いのスタンドの部分がございました。これもこれまでの議会の中で、権利者も所有者、営業者等々分かれてるというような答弁もしてきたわけでございます。

これは担当の方で鋭意、権利者の方と移転補償にかかわる協議を誠心誠意進めてきたところでございます。北海道の方とも、先ほど課長から答弁したとおりその交渉、あるいは契約の状況を踏まえながら、事前に繰越明許の可否なんかについても相談してきたところでございます。

当然、契約を結んだわけでございますから、何とか年度内にこれはすべて移転を終了していただくということが原則でございます。

結果として、まずスタンドの方から申し上げますと、3月21日までにこの移転につい

ては完了できるということで見通しが立って
ございます。この分についても実は事前協議
はしてありますけれども、これはそういうこと
ですから繰越明許の必要はなくなる。

それから、もう一つのセイコーマートにつ
きましては、先ほど課長も答弁したとおり、
権利者側の方の都合によりまして、どうし
ても3月31日までの契約締結期限までに動か
せないというようなことになり、何とか変更
していただきたいというこの願いが出てきた
ところでございます。

そこで正式に北海道とも協議をした結果、
北海道の方から3月6日付で、私どもの手元
に届いたのは受付3月11日でありますけれ
ども、ここで道としてもやむなしといいま
すか、繰越明許やむなしというこんな確認も、
確認といいますか、承認をいただいたとい
うことございまして、これは3月定例会最初
から上げるということにはちょっとならな
かったということで、追加提案ということで
今回お願いをしているところでございま
す。御理解を賜りますようよろしくお願いをいた
します。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 一番の決めてが、最
終、道の意思決定いただいたのが3月6日、
定例会の初日が4日でございますんでね、客
観的には可決をされた19年度の当会計の補
正予算に議会に冒頭から提案できなかった
と。

特に3月定例会の場合は、当初予算もござ
いますんでね、そういう絡みもありますの
で、どうしてもやっぱり、本来はやっぱり単
行議案にしますと、まるっきりストレートに
なるんですね、これしかないわけです、質疑
の対象は。これ以外にもそれ以上もないん
ですよ。

私は、やっぱり努めて行政執行というの
は、私があこのエリアを承知したのが1年前
です。ましてや執行機関におかれてはね、
専らそれ専門の職にあるセクションもあり、
人力的な配置もあるわけですからね、私は、

ちょっと甘いんでないかなと、正直申し上げ
て。その物の考え方が。

これよしんば2月中にはいただいてました
ということになると、この予算提案どうなる
んだというまた議論が一つわいてくるん
ですけども、しかし、一步譲っても、6日だ
からと仮に言ったとしても、やはり地方公共
団体の議会の招集日委員会、地方自治法改正
になって定例会1回でもよろしいんですけ
れども、ごく少数ですね、そういう地方議
会は。そういうことを踏まえたとき、どう
もやっぱりきちっと承知してると思うん
ですよ。

特にこの予算等についても、先ほどは
ちょっと申し上げませんでしたけれども、賛
成討論の論旨に申し上げませんけれども、
一連の予算というのは、国会と違ってね、
衆議院可決で参議院で30日を通るなんて
いうそういうレベルの話でございませ
んから、今終われば、仮に否決になって、
給料21日まで1ヵ月後だから、きょう17
日ですからね、支給に支障がないんだ
なんてこんな議論に全くなりませんので
ね、私は、そういうときには、やっぱり議
会との関係というのはやっぱりもう少し
丁寧に、それは全体を見回してやっぱり
提案していただきなかつたもんだな。

あるいは道との協議もそういうことで、
私は、先ほどから繰り返して恐縮なん
ですけども、あそこの地権者の複雑性が
わかってますんでね、こういうことにな
らなきゃいいがなと、契約行為をした3
月31日まで事業完了でないと支払いは
できないわけですから、そうですね、のべ
つまくなしやってるわけではないわけ
ですからね、それと今度議会との絡み
があるもんですから。

爾後もやっぱりこういうことの、特に議
会との年度がわりという予算執行、だ
から過日もちょっと総括質疑で申し上げ
ましたけど、29日の議会招集で、新年度
予算も上程しておいて、19年度予算の
補正がたった3日でどうやって執行する
んですかという質疑をした経過、町長も
副町長も承知してますよ

ね。できレースなんですかということになってきますんでね、それとも議会は形式な議決をするだけでよろしいんですかということになりますよね。私は、そういう意味ではやっぱりもう少し適切かつ、場合によったら敏速にやっていただきたいもんだなと。

このことは如実にあらわれてるのかなと思うんですよ。このエリアはもうかなり複雑化してることは、この執行のあのエリアにつけた状況から推移していったわけですから、推移してそのことは御承知おきなはずだったんですね。私は極めて遺憾な提案だなと、このように思ってますけども、しかしながら、相手のあることだから、したがって、これが

によっては反対討論するなんていうそういうレベルではございませんので、執行のあり方等も含めてのやっぱり精査不足かなと、議会との議決機関の関係からいっても、必ずしも適切だったと言えないだろうと。

ただ、6日が最終局の道のゴーサインだということがね、あなた方にとってせめてもの救いの最後のとりでかなと、こんな思いもしてるんですけどさ、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、本当にこの間、まち交の予算執行の件含めて、もちろん私の方でも事業の執行、その年度内に当然事業執行はされなきゃいけないわけにありますから、これは担当の方とも、あるときは担当者、直接私のところに来ていただいて、進捗状況なんかも確認をしながら対応してきたつもりでありましたけれども、議員仰せのとおり、やはり権利者の相手の方もいらっしゃる、この事情もあるということもあって、とにかく担当レベルでは何とか年度内にすべて終わるように最大の努力をせと、こういう指示も出してきたことも事実でございます。

結果として、どうしても年度内に処理し切れないということで、今回、繰越明許というような提案のお願いということになってしま

いました。

これはもう、この間ずっと議員から御指摘のとおり、これは当然年度内に執行するもろもろの事業計画立てまして、そして予算提案をし、議決をいただいて執行するというところでございますから、今後におきましては、当然20年度におきましては、そのことも含めて担当の方、ともかく予算提案した以上はしっかり執行するんだということで、これは私も適時、執行状況なんかもしっかりと確認をしながら執行してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいということでよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これは交差点をずらすための予算だということが今詳しくわかったんですけども、やはりこの道路については、でき上がったときに、きっと町民の人たちから疑問が出てくると思うんですよ。

今まで真っすぐで見やすかったのに、今度はそれをずらすことによって見通しが悪くなってしまふ、事故が起きやすい道路になっていくかもしれない、そういうことを考えたら、この中心線をずらした道路のためのその予算については認めることはできないので、反対いたします。

議長（吉田敏男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 9番議員おっしゃってることもね、単純明快な論理展開かなというふうに承知しております。しかしながら、この地権者等も含めてこの事業処理というの

は、私は基本的に、もろ手を挙げて賛成で賛成討論を申し上げるといふ心理的な状況にないことは明々白々なんです、言葉を多くいたしますと、反対討論なのか賛成討論なのかわからなくなったら困りますので、言葉を少なくしたいと思います、ただ1点、先ほどもちょっと質疑の中で触れさせていただきましたように、今後の執行の中、交通アクセス等、あるいはその利用者、それから子供たちのこともかつて質疑をしたとき答弁された経過もあり、9番議員おっしゃってるようなこともまるっきり理解できないわけではございませんのでね、今後は、先ほどもちょっと、本予算ではないんですけども、同じ街路事業の中央通等の延長まだ残ってる分もございすし、それから今予算提案になってる郊南通の計画街路はどうなっていくのか、そういうことも含めあわせて、特にあそこに小学校ございますね、かつてこの質疑をしたときの答弁は、メインたるものはそういうことを申し上げた経過あるんですよ。だからやっぱり町民に理解の知らしむるようなやっぱり道路の形態でもなけりゃならんし、ああ、やっぱりやってよかったなど、このような思われるような本当に文字どおり適切に執行していただきたいと。

以上を申し上げて、賛成の論旨といたすところでございますが、いずれにいたしましても、たび重なる議会との絡みもいろいろありますんでね、私はこれしかるべきポジションにいましたらね、この問題、こういう提案させない前にちょっとアドバイスもしたかったなと思うんで、そうやって今平議員でそんな立場にはありませんのでね、その場その場で本会議に上程になったとき、適切に議員として議決する立場の中でのスタンスを保ちながら、あるべき質疑をさせていただくという思いです。つきょうまで来まして、特にこの問題については、なお一層の慎重、適切にさせていただきたいと、このことを論旨を申し上げて、賛成討論といたすところでございす。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第38号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第10号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第38号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第39号

議長（吉田敏男君） 追加日程第23 議案第39号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第39号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,096万8,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計への繰出金409万1,000円の計上と、その財源といたしまして、財政調整基金409万1,000円を取り崩すことで調整しているものでございます。

以上で、提案説明の説明とさせていただきます。

ますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第39号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件の質疑を行います。

3ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これ財政調整基金から繰り入れるということで、するとこれ直接施行だから、国道沿いの分ですから、国からもらうお金の中からは出ないということなんですか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 直接施行絡みで国からお金が出ないのかという御質問でございます。わかりやすい説明がなかなか私自身も今ちょっと質問受けてあれなんですけれども、これ交換金の性格、これは以前から御質問をいただき、私の方で御説明をさせていただいてるんですが、財源として国から来る交換金の原則的な考え方というのは、これは国道でございますから、国道を直接国が土地については買収する、そして建物については国が直接移転補償をする、この大前提に基づき、国がやった場合に必要となる移転補償費相当分、あるいは土地買収費相当分を交換金で施行者に、これは施行者が請求するわけなんですけれども、施行者に国の方から交換金としてお金が来るということになってございます。

そこで、今、端的な御質問をいただいているわけでありまして、これも前にもお答えしたとおり、じゃあ残念ながら直接施行になってしまった、多額の経費がかかっている、じゃあその分が直接施行相当分として国からお金が出るのかということ、実は今現在もまだちょっとやりとりをさせていただいてるんですけれども、これは先ほど言ったとおり、国が実際に用地買収なり、今回は移転補

償の分でありまして移転補償した場合の相当額、このやりとりは、実はまだ今現在もやっておるんですけれども、率直に言って、国の姿勢としては、やはり国が直接やって移転補償費相当分がこの物件にかかわる交換金分よという主張でございます。

まだと言っているのは、ある意味、私がかたわってるのかもしれませんが、私は、国が仮にやったとしても、御理解いただけない場合、これは直接施行でなくて代執行という形に変わってくるわけでありまして、これは国がやってもお金がかかるわけだから、私は、相当分をいただきたいということでお願いしてるんですけれども、正直言って、見通しとしてはなかなか厳しいものがあるかなという気はしておりますけれども、まだこれは、最終的には後ほどの精算ですから、まだ少し時間ありますから、引き続き最大限の努力はさせていただきたいというふうに思ってます。

そういう意味で、今回は20年度の予算のお金の流れの調整ということでございますから、今回、基金からの充当ということで提案をさせていただいてるということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） わかりました。直接施行することによって、当初のスムーズにいく計画よりはかなりなお金が出ていくわけなんですけれども、その大きく出てしまったお金については、国からはまず今のところは認められていないと、出ないということですね。

そうしたらこれ、この409万1,000円というのは、一体どこの部分に係る補償のために出すものですか。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） お答えいたします。

この物件につきましては、1件につきまし

ては12月に補正をいただいた部分と、もう1件については1群、2群の関係でございますが、1月補正ということで、工作物の建物等の移転及び一部除却を行ったために、その切り取り部分の価値補償を行うものでございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 今ちょっと説明受けてもわからなかったんですけども、1群、2群の工作物切り取りによってというのは、360万だった、かそれぐらいがたしか去年計上されていたわけなんですけれども、それに加わったということなんですか、ほかの部分か。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 今、課長が申し上げましたように、12月定例で約37万円、さらに1月の臨時議会で372万2,000円、もう既に19年度予算でこの同額予算化されてるんです、実は。この間、直接施行をやって一部切り取り除却等を行った部分の価値補償の分ということで予算計上されております。

この間、権利者2名の方と、1人は書面で、1人は弁護士を通じて価値補償の損失補償の協議に入っているところでありまして、既定予算は3月31日までの間にもし合意ができれば、平成19年度予算で支出になっていくと。

ただ、前段申し上げましたように、まだ弁護士を通じての協議事項ということで入り口論で終わっている部分もありますので、最悪、年度を越すと4月以降にこの予算を持ちたいということで、新年度で予算を計上するというところでございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 直接施行については、こんなことをやっちゃいけないということで前々から言っていたわけですがけれども、それにかかわる予算計上なので、これに反対いたします。

議長（吉田敏男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 地権者の立場になりますればね、自分の本意でない施行をされて訴訟提起されてるのね、そういう思いのほか、自分の財産を減じられて、またそれも補償されないったら、これはとんでもない非人道的なことになりますよね。

そういう意味から、適切にやはり補正をして一定の財産を、やはり幾ら訴訟やってるといっても、財産を補償するというのはごく当たり前な、小学生的な小学生でもわかるような予算提案かなと、このように。

ただ、予算提案のあり方については、いろいろ先ほどのもろもろ含めてありますけれども、議論の重複になりますので、一応今の単なるその予算に限定して一言賛否を申し上げれば、そういうことになるのかなと、こんなような賛成論旨を申し上げて、討論といたします。

議長（吉田敏男君） 他に賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第39号平成20年度足寄町一般会計補正予算（第1号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第39号平成20年度足寄町一般会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第40号

議長(吉田敏男君) 追加日程第24 議案第40号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました議案第40号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,552万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、直接施行に伴います移転補償といたしまして409万円1,000円の計上をお願いいたしました。

財源といたしましては、一般会計繰入金にて対応してございます。

なお、6ページに予算説明資料を添付しておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第40号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

まず5ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 先ほどもこれについては質問したんですけども、これ今裁判を起こされていて、どうなるか結果がわからない、そういうような状況の中で、ただ一方的にこれだけが損失補償だというふうに出していても、向こうが納得していないのにいいのかなと。

やはりこれは結果が出てから、それから初めてどういうところを損失補償をしていくかというふうにやっていくべきではないのかなと思われるわけですけども、それについてどうしてもこうやって一方的にこちら側のだけの予算として上げなければならないものなのか、それをお尋ねします。

議長(吉田敏男君) 建設課長、答弁。

建設課長(中鉢武美君) お答えいたします。

このものについては、補償ということで価値補償でありまして、今、裁判で訴訟中の案件につきましては、区画整理事業に対する訴訟と言うことで、この件につきましては別ということで、補償については、これはそれぞれで直接施行を行った分についての補償を行わなければならないということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、関係人者と口頭ということで協議しておりますけれども、やはり3月末までに回答をいただいた場合については、先ほども説明したように19年度予算の中で執行できますし、回答いただけない場合については、こちらからそれぞれ文書を発送した中でそういった文書協議ということにもなってきました。そういった中では20年度の補正ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長(吉田敏男君) 次に総括、ございません。

8番 高橋幸雄君。

8番(高橋幸雄君) 先ほど前段可決された議案の中で、この直接施行に係る損失補償の関係の協議の中で、弁護士を通じて、ある

いは個人的にという話がございまして、もうちょっとつまびらかにちょっと御答弁いただけませんか。

それでない、うがった感じになりますんで、私どもね、私どもただ議決する立場だけのものですから、その辺ちょっと丁寧に御答弁いただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（中鉢武美君） 大変申しわけございません。12月補正の物件37万の関係でございますが、これは2月20日に協議拒否をされまして、文書による協議、文書発送を2月29日に行っております。回答期限が3月31日ということでございまして、この回答がない場合については、収用委員会に裁決の申請をするような形になってこようかと思っております。

もう1件の1月補正にかけましては、1群、2群の関係につきましては、2月18日に電話で協議の関係について申し入れをしましたが、体調のよくないということで後にしてくれということで断られております。

その後2月27日に電話した中では、係争中なので弁護士にしてくれということでございまして、こちらからうちの顧問弁護士の方に照会をしまして、相手方の弁護士へ対する関係者からの委任状況の確認を行っていただいた方がいいんじゃないかというようなことでそういった指導を受けた中で、相手弁護士に対して文書による照会、委任内容の照会を3月5日付で行っております。

回答期限が3月18日までということでございまして、弁護士からの回答を待った中で、それぞれ弁護士に対する文書発送を行うか、委任が受けてないというようなことであれば、直接本人に文書発送をするような形で進めてございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） わかりました。私ども全くその執行状況がわからない中で議論をするということにもなりませんのでね、その

辺も含めてやっぱりできますれば、プライバシー的なことがなければ、やっぱり客観的に説明をしていただきたいもんだなと、このように思います。

そのことによって私どもがやっぱり一定の議案審議なり予算審議をするということになると思いますんでね、その辺はやっぱりできるだけ説明をすべきだなと、議会には、と思っております。

次にちょっとお尋ねいたします。先ほど9番議員の質疑の中に、補償はこの直接施行にかかわって交換金の関係、交換金という表現ではございません、国からということで、交換金の関係で26億ぐらい総額でしたプランニングでね、これはかつて特別委員会に出たとき、先ほども町長答弁の中に明確におっしゃっていた仮に代執行だったって、あるいは直接施行でないとしても、やはり国がそれ相当の財産補償等物件補償等が出るわけですから、土地の取得も含めてね。

そういう一つの御説明があり、交換金等についても、この直接施行についても、満額はどうかわからんけど、できればやっぱりそういう状況の委員会における町長答弁もございましたよね。先ほど9番議員の質疑だったら、かなり後退してるなと。

特に、今回の先ほど一般会計の繰出金の関係からいきますれば、特定財源がまるっきり、地方交付税なもんですからね、そういう一つの質疑の中でそういう御答弁をされていましたがけれども、そういうことではないんですよ。

と申しますのは、それだとすれば、9番議員のおっしゃったように、直接施行をやった分は全部ね、本来、医療とか教育とか農業振興に使える交付税を、その事業手法ごとにすべてそれにつぎ込んだ額は幾らでしたなんて、こういう議論にすりかわってくるんですよ。

私ども私そのものは、複数と申し上げるのは失礼ですが、私はそういう認識に立っておりますんでしたんでね、イコールプラ・マ

イ・ゼロとは私はそういう認識に立っておりませんでしたが、その辺も含めて、先ほどの答弁ですと私はちょっと、私の頭の中に張りつけてる資料が根底から崩れるものですから、答弁をいただきたいと存じます。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども途中経過といたしますが、率直に状況報告をさせていただきました。また似たような答弁になるかもしれませんが、私自身も当然委員会等でも報告してますし、そのことは十分承知してますし、私自身、先ほどもお答えしたとおり、いまだに私は、実際にかかるものはかかるんだということで、特に工法の違いによる変更というのは、これは多少、これは前から私も議会でもお話ししてますとおり、町の持ち出しゼロとは言わないけれども、限りなくゼロに近づけるべく努力はさせてもらいたいという、そういう答弁もさせていただいているのも事実でございます。

ただ、工法の違いによる差というのは、これはある意味どうにもならないというか、国も国の税金を使って支出するわけですから、それなりの根拠がなくちゃいけないということでございますが、私はこの問題、直接施行に係る問題については、率直に言いまして、部長さんのところにもお邪魔をして、これは国がやろうと町がやろうと北海道がやろうと、そんなことはあっていいとは言わないけれども、どうしてもやらざるを得ないということになれば、必要なお金というのは、どこが事業主体であってもかかるものはかかるんでないですかという、そんな率直な御意見も申し上げているところでございます。

当然これはトップ同士で決まるお話でも何でもございせんから、引き続き担当者レベルで私どもの実態も逐次報告をさせていただいておりますし、ましてや、これは望まない訴訟も起こされたというこんな経過も、この事務所長も通じながら担当者レベルでも課

長も含めて一生懸命説明をさせていただいてますし、これは御案内のとおり、総額の交換金の総額というのは、たしか26億強だったというふうに思いますけれども、これは原則これが基本になってまして、そして当該年度に一体どれだけの事業量があって、どれだけの交換金相当分を支出するのかというのは、これは毎年毎年また覚書を締結しながらやっていくわけでありまして。

基本のその総額の変更というのも、これはもちろん決め事がございまして、たしか私の記憶しているところでいきますと、20%の上がる場合、下がる場合がある、この場合については当然国も協議に応じるというような項目もございますから、そういう意味では一番わかりやすいのは、単年度単年度で、ことしこれだけかかったんだからこれだけでくれと、いわば精算をしましょうというのが一番わかりやすいんですけれども、なかなか国の仕組みもそんなことにはなっていないということもお聞きをしておりますから、きょうの時点で明確にこうだということは、ちょっとすっきりとしたお答え出せませんけれども、引き続きその部分については言うべきことは言わせてもらいますし、何とか必要な経費はいただきたいもんだというふうに私自身は強く思ってますから、引き続き私もみずから、もちろん担当者レベルでの積み上げの協議を進めていく中で、私もそれなりの立場の方のところにお伺いをしながら、そういったこのギャップといたしますが、これは埋めていきたいと、引き続き努力をさせていただきたいということをきょうの時点では申し上げて、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に総括、ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この予算を上げてきたのは、区画整理事業について裁判になっているのであって、損失部分については裁判になっていないから、幾ら補償するかということを通じていいんだということだったんですけれども、その内容についてこちらは全然わからないというか、だから準備書面を見たいな、どんなことを書いてあるんだろうと、そこを詳しく教えてほしかったんで、それも教えずに、ただこういうことだからというふうに予算を上げられてきても、認めるわけにはいかないと思います。

こちらで勝手に上げたというか、向こうの相手ともまだ交渉がなっていないのに上げてくるこの予算に対して、反対いたします。

議長（吉田敏男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 先ほどもちょっとこの問題で討論の趣旨申し上げましたけれども、一つには、現在行われてる土地区画整理事業というものに賛成をしていただけないと、町全体のプランニングの中で、他の事業との中でやはり直接施行せざるを得なかった。

その土地区画整理事業そのものに対して、そう提起されているということは紛れもない事実なんですけど、そのことと、先ほど申し上げたように進め方そのものにそう提起してる、その上自分の財産も減じられて、それで行政サイドは法規範上正当だということには、私はやはりそれなりの財産というのは補てんすべきなのは当然であり、なおかつそのことの予算措置するということは、私はごく当たり前のことであって、反対してるんだからもう一切見ないと、反対したやつが悪いんだという言わんばかりでね、財産が減じられてるにもかかわらず、そういう行政手法にはならないと私は思うんですよね。

これは先ほど申し上げたせりふですけれど

も、大体小学生の高学年ぐらい、ぐらいわかるかなということで御理解をいただけるんでないかという気もいたし、それと同時に、むしろそういうことよりもね、この直接施行そのものに対して、やっぱり今年度、地方交付税40億7,700万ですね、むしろ交付税そのものがね、先ほどから総括質疑でお尋ねしたように、他の福祉、医療、産業振興もろもろ使われるものが少しでもやっぱり使われるということそのものが、私はやっぱり厳しい財政の中でその点には私は憂慮するんですよ。

だから交換金、もうプランニングは20億強ですけどね、そういうことに固執するにはそこにあるわけでごさいますね、むしろ理事者が今後については、やはりできますれば弁護士を通じて、やっぱり住民の層を何とか御理解いただいて、もやっぱり速やかに当該地権関係者の財産をきちっと速やかに補てんすると、このことに全力を尽くしてやるべきかなと、このように思うところでございます。

以上を申し上げまして、賛成討論の論旨といたしまして、終わりいたします。

議長（吉田敏男君） 他に賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第40号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第40号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

所管事務調査期限の延期について
議長（吉田敏男君） 追加日程第25 所
管事務調査期限の延期についての件を議題と
いたします。

総務産業常任委員会に付託中の所管事務調
査については、調査が終わらないので、同委
員会から次期定例会まで期限を延期されたい
との要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり期限を延期するこ
とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま
す。

したがって、総務産業常任委員会に付託中
の所管事務調査について、調査の期限を委員
会の要求のとおり次期定例会まで延期するこ
とを決定をいたしました。

閉会中継続調査申出書の件

議長（吉田敏男君） 追加日程第26 閉
会中の継続調査申出書の件を議題といたしま
す。

総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会
及び議会運営委員会の委員長から、会議規則
第75条の規定によって、お手元に配付をい
たしましたとおり閉会中の継続調査の申し出
があります。

ここで、お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査
にすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めま
す。

したがって、委員長の申し出のとおり閉会
中の継続調査とすることに決定をいたしまし
た。

閉会宣告

議長（吉田敏男君） これで、本日の日程
は全部終了をいたしました。会議を閉じま

す。

平成20年第1回足寄町議会定例会を閉会
をいたします。

午後 2時37分 閉会

平成20年第1回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員